

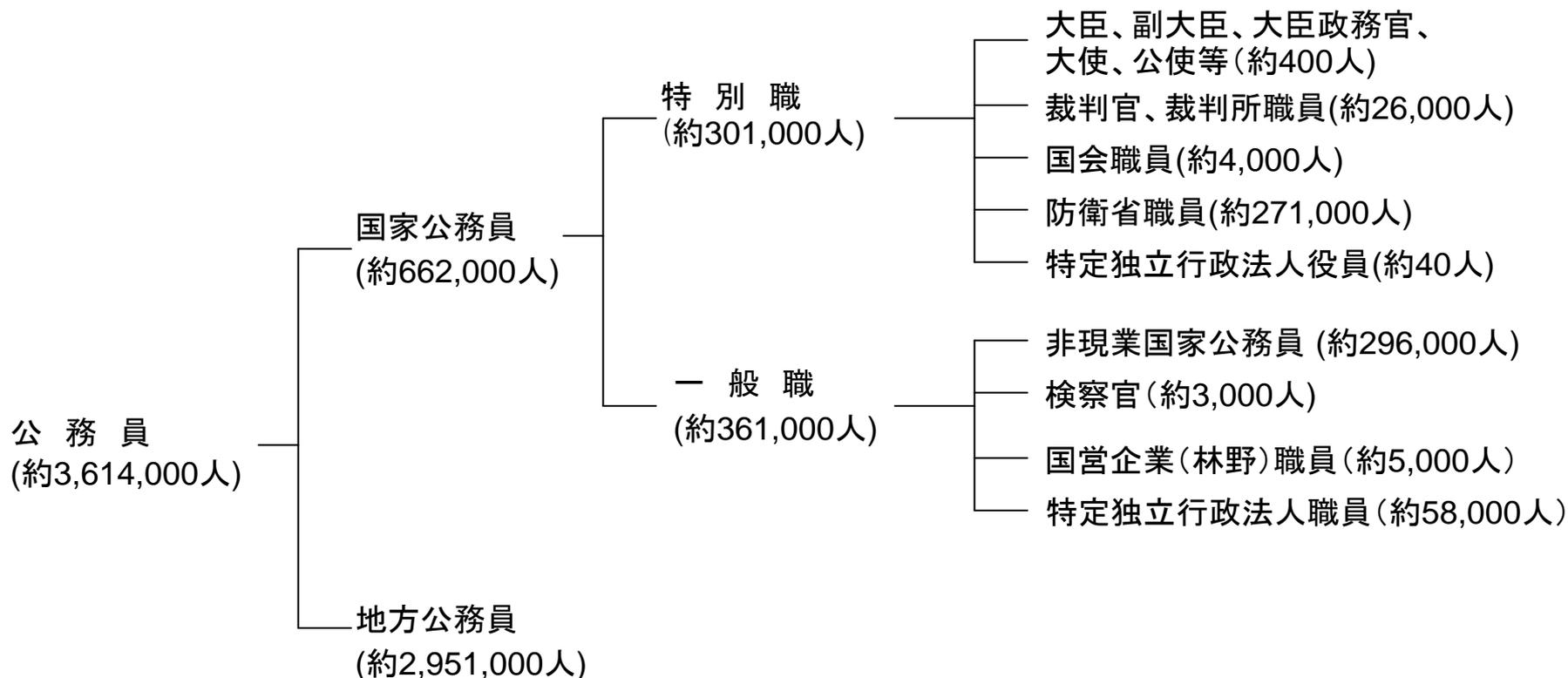
国家公務員の採用から退職に 係る現状について

平成20年9月5日

国家公務員制度改革推進本部事務局

0. 公務員の種類と数

公務員は、国家公務員が約66万人、地方公務員が約295万人。



(注)1 国家公務員の数は、以下を除き、平成20年度末予算定員による。

① 特定独立行政法人役員の数は、平成19年10月1日現在の常勤役員数。

② 特定独立行政法人職員の数は、平成20年1月1日現在の常勤職員数。

2 地方公務員の数は、「平成19年地方公共団体定員管理調査」による一般職に属する地方公務員数である。

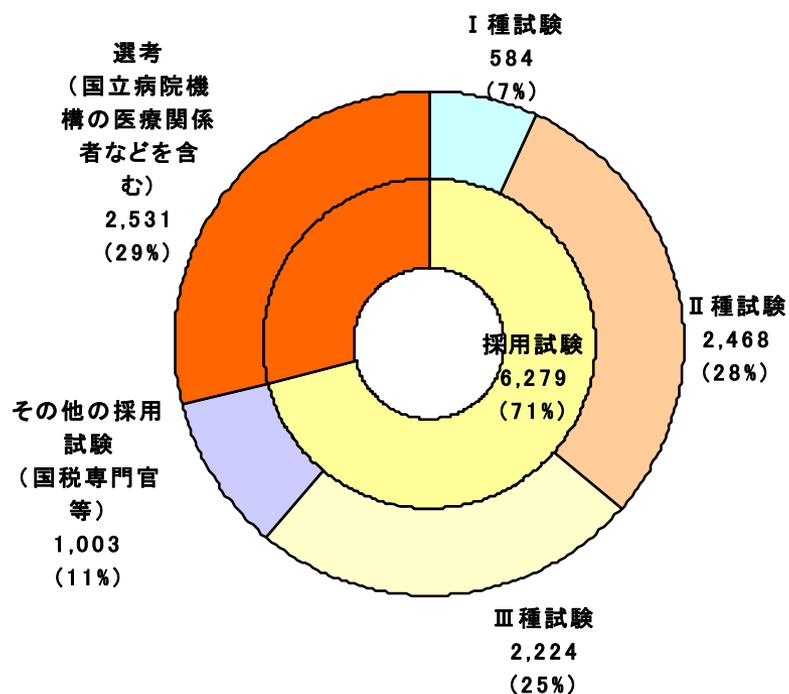
3 職員数については、端数処理の関係で必ずしも合計数とは一致しない。

1. 採用

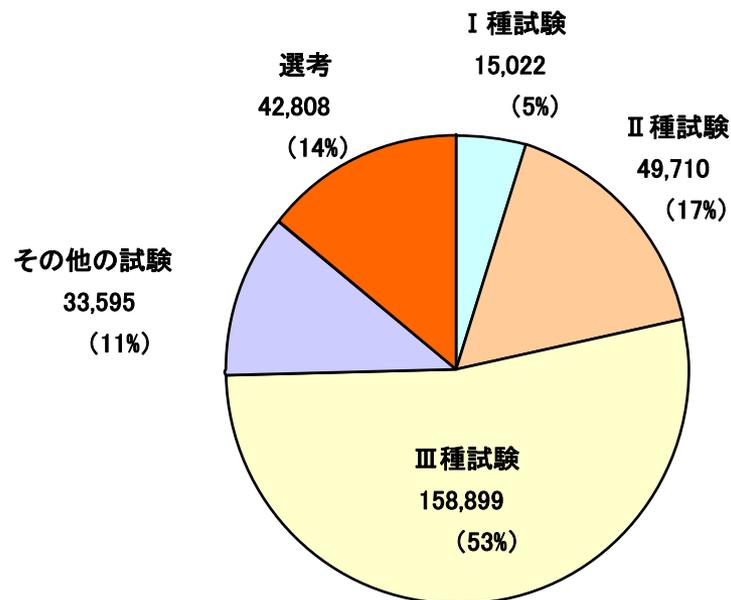
(1) 採用・在職の実態(平成18年度)

一般職国家公務員(給与法適用職員等)は約30万人在職。平成18年度に採用された国家公務員は8千8百人、そのうち約6千3百人がI種、II種、III種試験等の採用試験を通じて採用されている

一般職国家公務員の採用状況



一般職国家公務員の在職状況

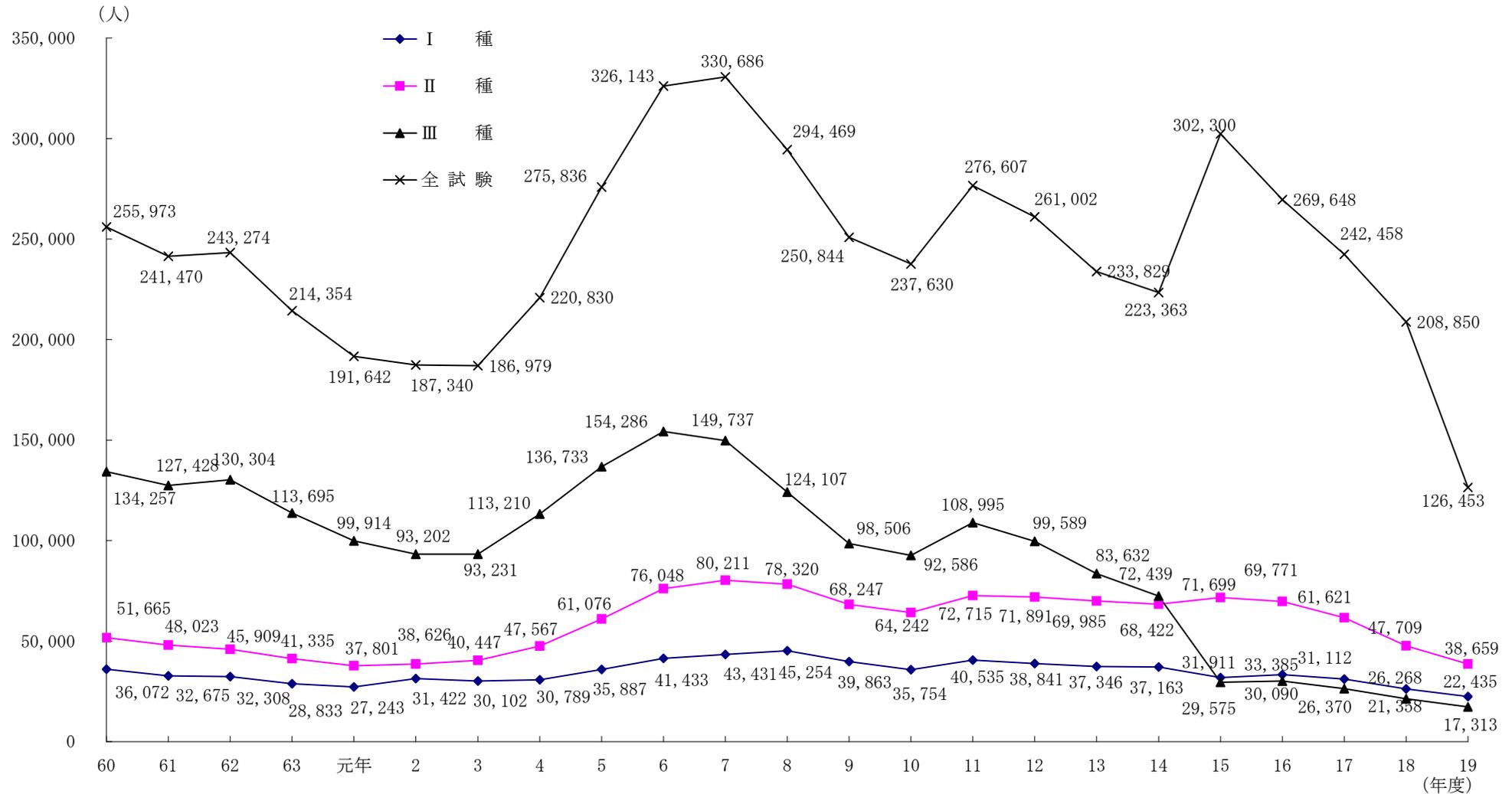


(出典:人事院)

1. 採用

(2) 国家公務員採用試験の申込者数の推移

全試験の申込者数は、平成7年度をピークとして減少傾向に転じた。



(注) 平成15年度の全試験の申込者数の大幅な増加は、日本郵政公社の採用試験が新設されたことを背景としている。また、平成19年度は郵政民営化のため、日本郵政公社の採用試験が実施されなかったことから、大幅な減少となっている。

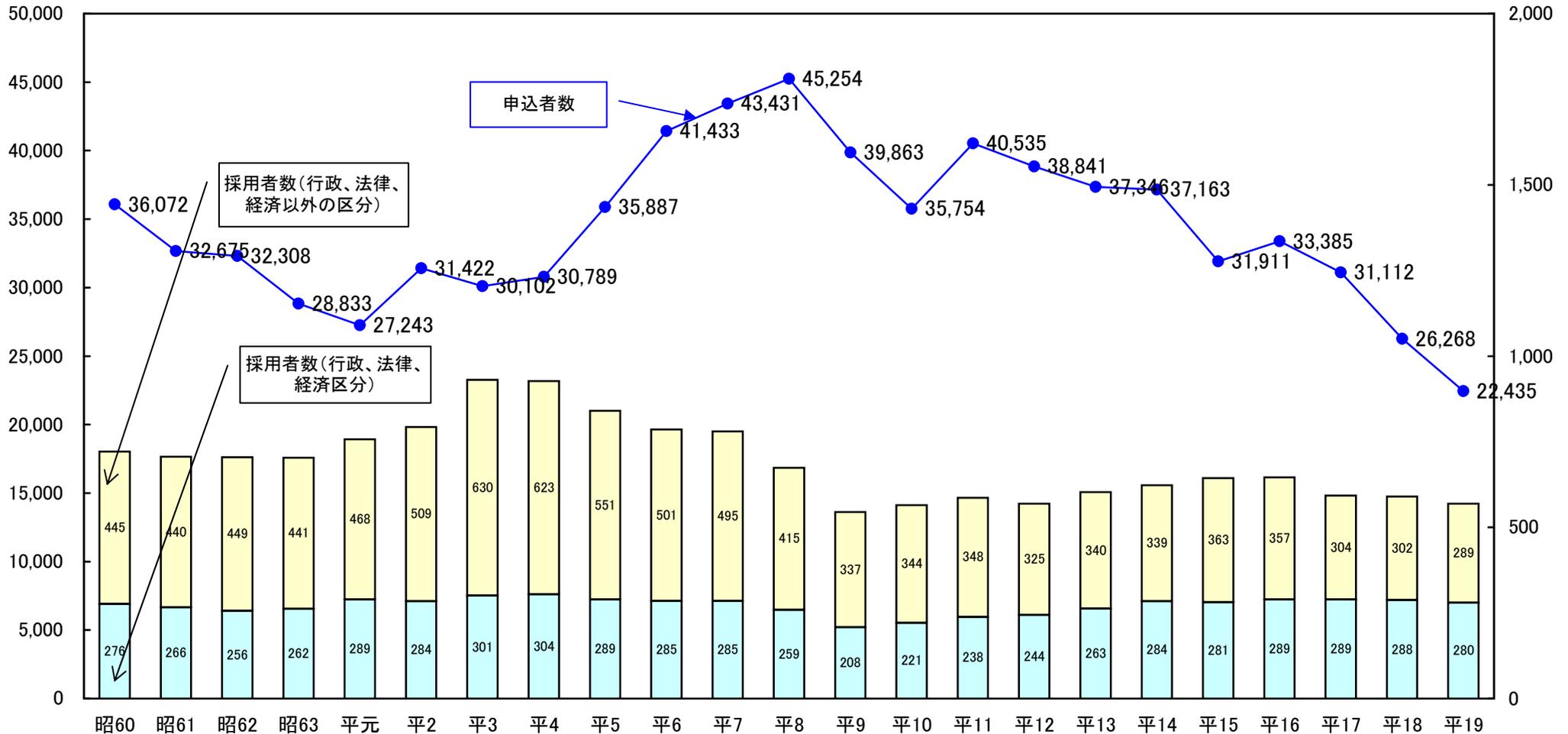
(出典: 人事院)

1. 採用 (3) 国家公務員採用 I 種試験の申込者数、採用者数の推移

国家公務員採用 I 種試験の申込者数は、バブル経済崩壊後平成8年にピークとなるが、平成11年以降減少傾向に転じ、平成19年度は、前年度に比べて約15%減少している

折れ線グラフ(申込者数・人)

棒グラフ(採用者数・人)



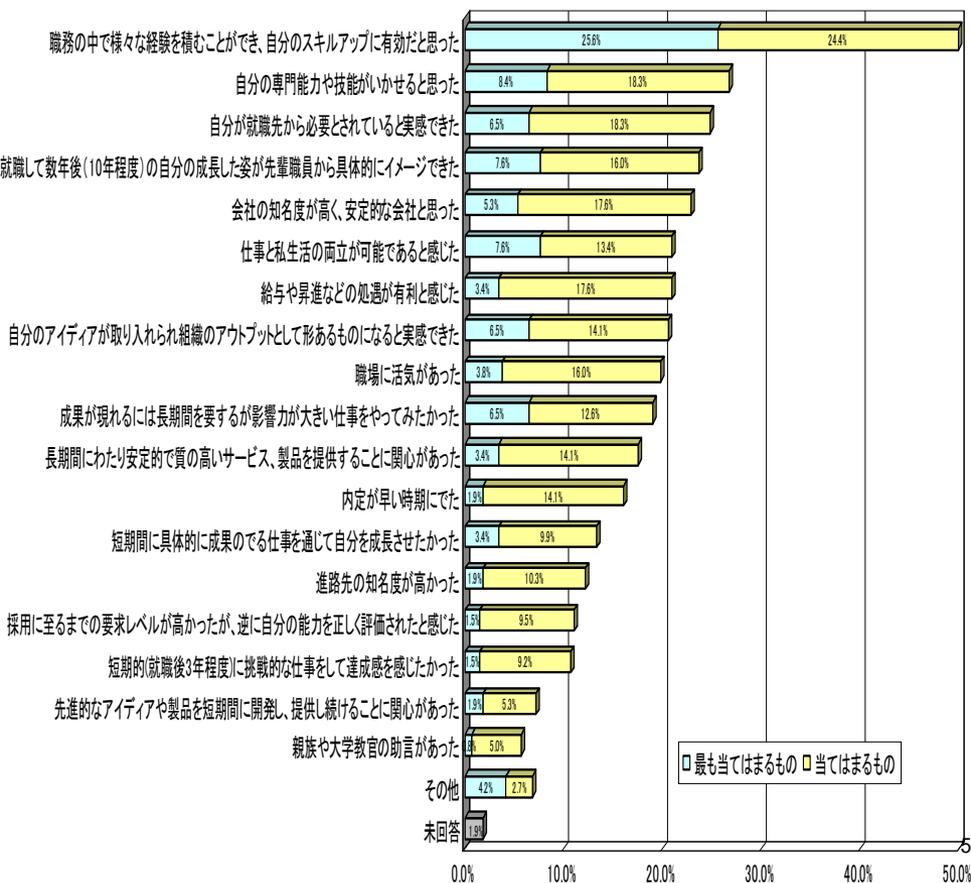
(注) 採用者数は翌年度中の採用者数である(平19は平成20年4月1日現在の採用者数)。ただし、昭和60年度から平成3年度までの採用者数については、当該年度に実施した試験からの採用者に限る。

(出典: 人事院)

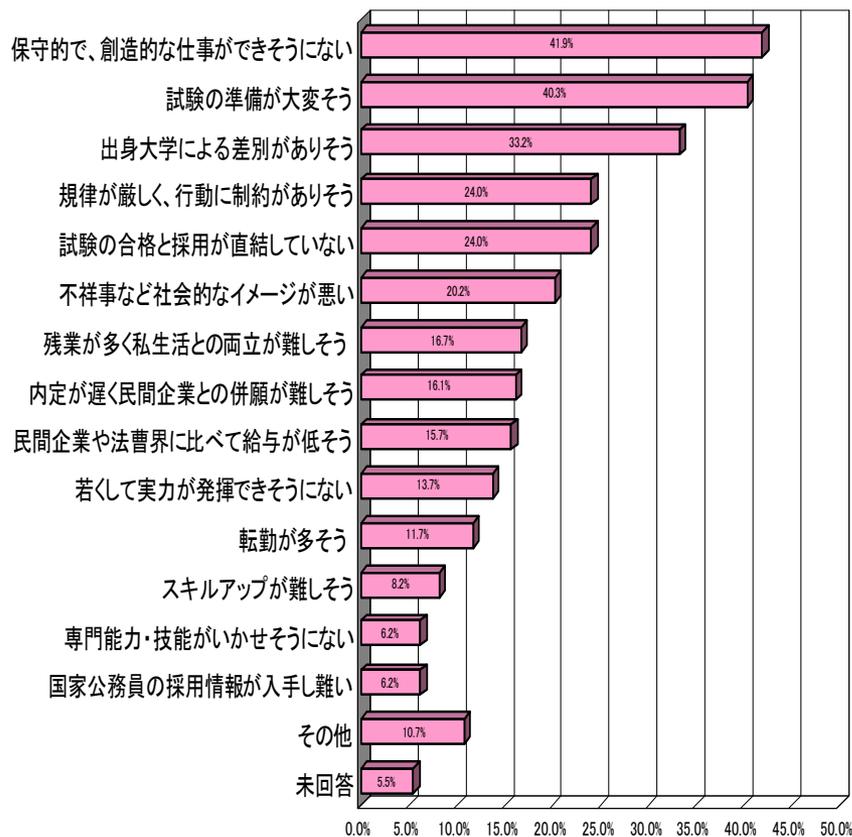
1. 採用 (4) 大学生の就職先決定理由・公務員を希望しない理由

人事院のアンケートによれば、公務以外も含め就職先を決めた大学4年生が就職先を決めた理由は、「スキルアップに有効」など自己の成長に可能性を感じることができ、「専門能力がいかせる」など仕事の面白さを感じることができる点など。一方、大学3年生のうち、公務員を希望しない学生がその理由としてあげているのは、「保守的で、創造的な仕事ができそうにない」といった仕事面でのことに加え、「不祥事など社会的なイメージが悪い」、「残業が多く私生活との両立が難しそう」といった点もある

就職先を決めた理由(大学4年生・就職予定者
[公務員以外も含む]のみ)



国家公務員を希望しない理由
(大学3年生・公務員を希望しない者のみ)

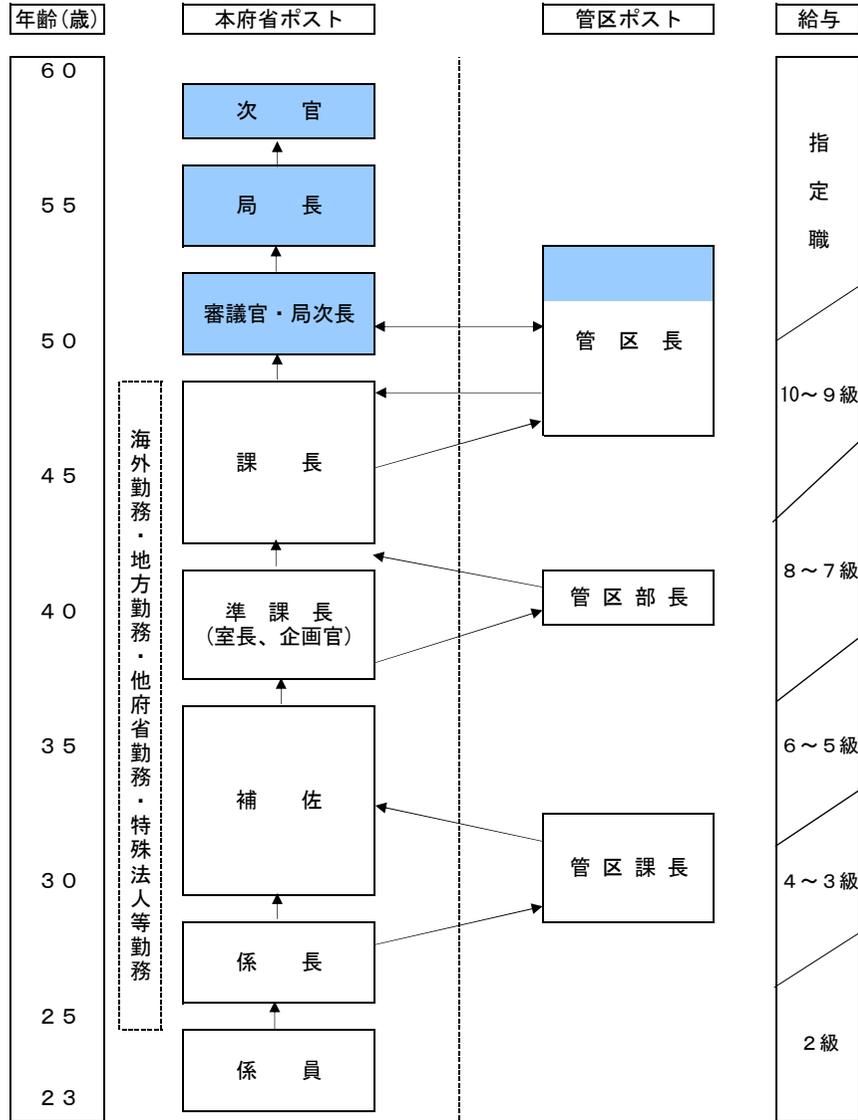


(出典: 人事院)

2. 活用・育成

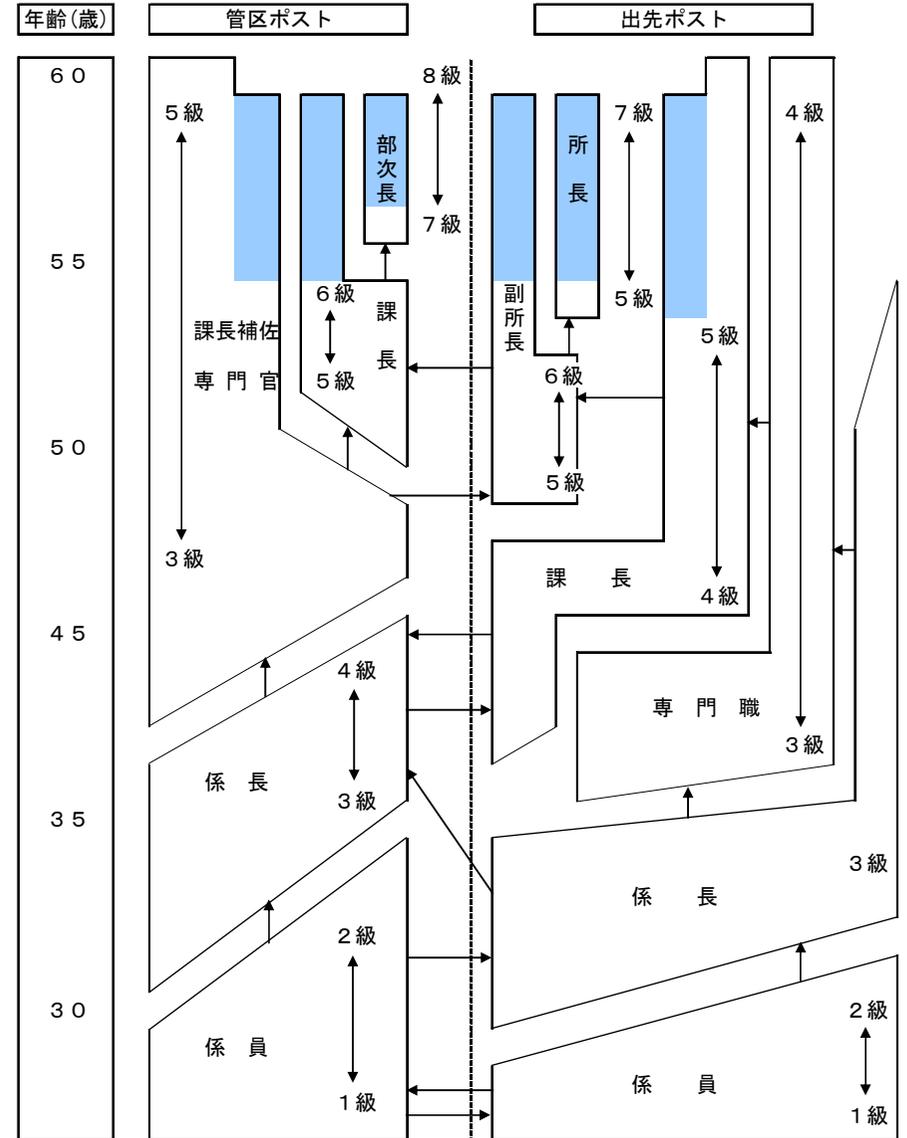
(1) 国家公務員の昇進例

(1) 本府省I種採用(事務)昇進モデル



(注) 内は、勧奨退職があることを示す。

(2) 地方採用(I種以外)昇進モデル<管内異動>



(注) 内は、勧奨退職があることを示す。

2. 活用・育成

(2) 民間から国への職員の受入状況

民間から国の機関への受入については、近年の制度整備により、現在、官民交流法、任期付職員法、任期付研究員法、国家公務員法に基づく選考採用などの制度的枠組みが存在

民間から国の機関に受け入れている者（平成19年8月15日現在）

2,639人

（内訳）

① 民間企業、弁護士・公認会計士等及び大学教授等から一定期間
国家公務員に受け入れている者

1,073人

② 非特定独立行政法人、公益法人、学校法人等から一定期間
国家公務員に受け入れている者

740人

③ 民間経験や専門能力等に着目して、期間を限らずに国家公務員に
受け入れている者

826人

2. 活用・育成

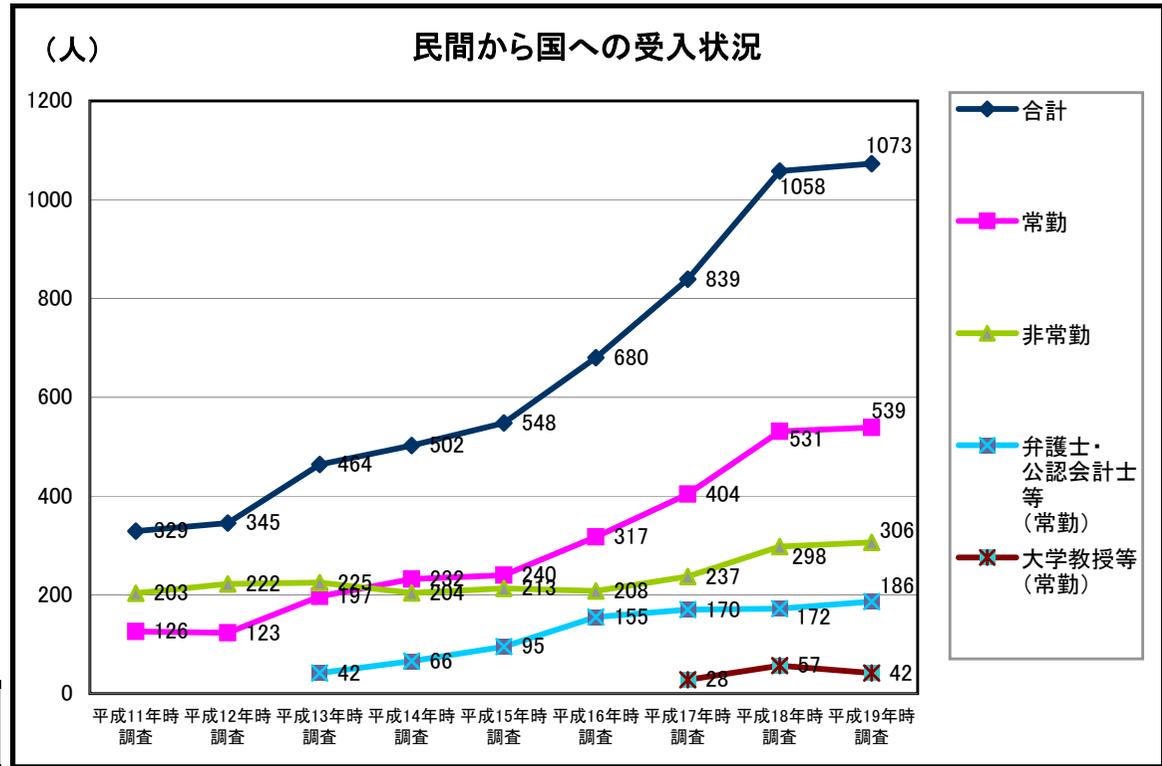
(3) 民間から国への職員の受入状況

レベル別受入状況

平成19年8月15日現在

職のレベル	民間からの任用				合 計
	本府省内部部局		施設等機関、特別の機関等、地方支分部局		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
指定職 (局長・審議官級)	6	8	16	0	30
課長・企画官級	22	20	181	2	225
課長補佐・係長級 以下	1,119	175	723	130	2,147
その他		214		23	237
合 計	1,147	417	920	155	2,639

民間企業、弁護士・公認会計士等及び大学教授等から一定期間受け入れている者の数の推移



(注1) 民間とは、国以外の機関(地方公共団体、特定独立行政法人、日本郵政公社を除く)をいう。

(注2) 非常勤職員で職のレベルの区別が困難である者は、その他とした。

(出典: 人事院、総務省)

2. 活用・育成

(4) 府省間人事交流の実施状況

省庁間人事交流については、広い視野に立った人材の養成の観点から、本省庁課長職に就くまでの間に、他省庁、国際機関等における勤務を2回以上経験させ、そのうち、各省庁間の密接な連携の強化の観点をも踏まえ、他省庁における勤務を1回以上経験させるよう努めている（平成6年閣議決定）

◇ I 種職員の府省間人事交流の現状（平成20年4月1日現在）

総数	2,211人
うち、幹部職員（本府省府省令職相当以上）	853人
一般職員（本府省課長補佐相当以下）	1,358人

◇平成19年度に本府省課長相当職に新たに就任した者の出向経験

本府省課長相当職に就任した者	254人（100%）
うち、出向経験がある者※	220人（86%）
他府省を含め出向経験が2回以上ある者	181人（71%）

※他府省、国際機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等への出向

（出典：総務省）

2. 活用・育成

(5) 局長以上の幹部職員の任免に係る内閣承認

局長以上の幹部職員の任免に際しては、内閣機能の強化の観点から、平成12年12月19日の閣議決定に基づき、内閣の事前承認が行われている

◇「事務次官、局長その他の幹部職員の任免に際し内閣の承認を得ることについて」（平成12年12月19日閣議決定）抄

事務次官、局長その他の幹部職員の任免を行うに際しては、あらかじめ閣議決定により内閣の承認を得た後にこれを行うこととする

◇閣議人事検討会議

- ・ 幹部人事について閣議決定により内閣が承認するに際しては、事前に、官房長官及び3官房副長官からなる閣議人事検討会議を開催している

2. 活用・育成

(6) Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用

平成19年度における各府省のⅡ種・Ⅲ種等採用職員の本府省課長級以上の幹部職員への登用は21府省109人

◇「Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用の推進に関する指針」の骨子（人事院）抄

I 登用の基本的考え方

Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員への登用を着実に推進していくためには、各省庁において、Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員のうち意欲と能力のある優秀な者を早い時期から選抜し、計画的に育成していくことが肝要

◇指定職ポスト、本府省課長等への登用

- ・各年度においてⅡ種・Ⅲ種等採用職員の指定職、本府省課長等に新たに登用された状況

	12年度	...	18年度	19年度
指定職への登用	4府省 6名	...	7府省 13名	4府省 10名
本府省課長等への登用	14府省 29名	...	19府省 46名	20府省 48名
地方支分部局長等への登用	8府省 32名	...	10府省 60名	11府省 51名
計	18府省 67名	...	22府省 119名	21府省 109名

（出典：人事院）

3. 退職

(1) 退職理由別退職者数

国家公務員の退職者数については、平成18年度は全体16,947人のうち、定年が4,434人、勸奨が3,840人となっている

常勤の一般職国家公務員(日本郵政公社職員を除く)の退職理由別退職者数

退職事由	16年度	17年度	18年度
	退職者数	退職者数	退職者数
計	17,003	16,413	<u>16,947</u>
定年	4,846	4,026	<u>4,434</u>
勸奨	4,213	4,199	<u>3,840</u>
自己都合	6,363	6,711	7,115
その他	1,581	1,477	1,558

注)「その他」には、死亡等による退職者が含まれ、地方公務員等となった者等の退職手当が支給されていない者が除かれている。

(出典:総務省)

3. 退職

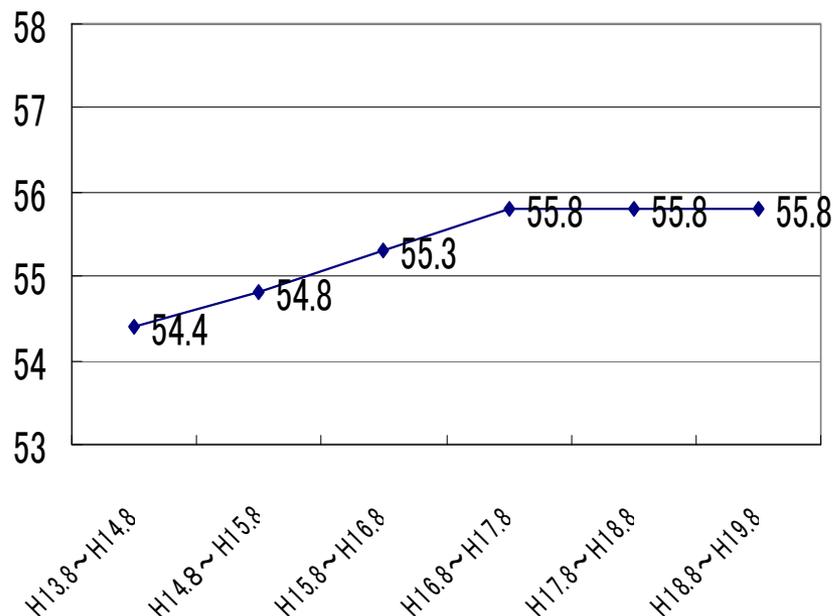
(2) 退職年齢の引き上げ

早期退職慣行是正を図るべく、平成14年の閣僚懇談会申合せに基づき、幹部職員の勧奨退職年齢を平成15～19年度の5年間にかけて段階的に引き上げ

◇「早期退職慣行の是正について」（平成14年12月17日閣僚懇談会申合せ）抄

- 各府省のⅠ種及びこれに相当する幹部職員の勧奨退職年齢を、平成15～19年度の5年間にかけて段階的に引き上げることとする。これにより、平成20年度には、原則として現状と比べて平均の勧奨退職年齢を3歳以上高くすることを目標とする

Ⅰ種職員の勧奨退職者の平均年齢



3. 退職

(3) 再就職状況

平成18年8月16日から平成19年8月15日までの1年間に各府省課長・企画官相当職以上で退職した職員の総数は、1,285人。再就職先の区分毎にみると、多い順に財団法人283人(22.0%)、自営業242人(18.8%)、社団法人161人(12.5%)、営利法人151人(11.8%)となっている

平成18年8月16日から19年8月15日までの1年間に本府省課長・企画官相当職以上で退職した職員の平成19年12月1日までの再就職の状況

府省名	区分	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	特殊法人	認可法人	財団法人	社団法人	学校法人・社会福祉法人・宗教法人・医療法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	退職者合計
会計検査院		2	2			4	1	1		4		3(3)	17
人事院		1				1		1	2			6(6)	11
内閣官房		1				2			3				6
内閣法制局										1	1		2
内閣府			2			6	2			3		3(2)	16
宮内庁								1				2(2)	3
公正取引委員会								1		2		3	6
警察庁						5	3		6	11		1(1)	26
金融庁				1	1		2		2			2(1)	8
総務省		3	6	1	1	25	6	1	3	2		6(3)	54
公害等調整委員会										1			1
法務省		2				8	1	4	10	8	23	39(39)	95
外務省		1				2	1		1	9		20(20)	34
財務省			10	1	1	14	6	4	16	38	212	15(10)	317
文部科学省		1	8			4	2	10	3	3		1(1)	32
厚生労働省		2	13		1	41	28	2	22	1		3(2)	113
農林水産省			4			24	20	2	11	6	1	23(14)	91
経済産業省			13	5		45	18	4	7	2	4	37(23)	135
国土交通省		1	9			94	70		12	53	1	53(46)	293
環境省						4	1	2		1		1	9
防衛省						4			3	6		3(3)	16
全府省合計		14	67	8	4	279	161	33	98	145	242	221(176)	1,285

注1)「国又は地方公共団体の機関」は、再任用制度により国家公務員として勤務する場合及び顧問等として退職した府省に勤務する場合を含まない。

注2)「その他の非営利法人」とは、国立大学法人、大学共同利用機関、特定非営利活動法人、中間法人、協同組合、共済組合等をいう。

注3)「その他」には他の再就職先区分に分類されない再就職のほか、再就職していない退職者、再就職先の不明な退職者等を含む。また、再就職していない退職者、再就職先の不明な

退職者等の人数については()内に内数として表示。

(出典:内閣官房、総務省)